

## 千葉県公立学校職員の総合評価実施要領

千葉県教育委員会教育長

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県立学校職員の人事評価に関する規則(以下「県評価規則」という。)第10条第3項及び千葉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則(以下「市町村評価規則」という。)第10条第3項に規定する人事評価結果の活用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、県評価規則、市町村規則及び千葉県公立学校職員の人事評価実施要領(平成28年4月1日施行。)(以下「人事評価実施要領」という。)の例による。

(1) 校長 校長をいう。

(2) 副校長等 副校長及び教頭をいう。

(3) 教諭等 校長、副校長及び教頭を除く職員(県立学校の事務長及び事務職員を除く。)をいう。

(4) 再任用職員等 再任用職員その他の任期の定めのある職員をいう。

### (評価者)

第3条 総合評価を行う者(以下「評価者」という。)は、第二次評価者とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価の実施に当たって特に必要があるときは、教育長は別に評価者を指定することができるものとする。

### (総合評価の決定)

第4条 総合評価は、評価者が、能力総合評価及び業績総合評価を別表1に定めるところによりそれぞれ点数化し、別表2に定める職員区分(以下「職員区分」という。)に応じた比率の10分の1を乗じて合計した全体評価点(以下「全体評価点」という。)を基に、別表3及び別表4に定めるところにより決定するものとする。

2 県教育長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、第一次評価者のほか教育振興部教職員課長(以下「教職員課長」という。)等から意見を聴くことができるものとする。

3 市町村教育長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、第一次評価者のほか当該市町村教育委員会の教職員人事主管課長等から意見を聴くことができるものとする。

4 校長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、副校長等から意見を聴くことができるものとする。

### (評価の調整)

第5条 県教育長及び市町村教育長は、校長が決定した総合評価について、必要があると判断したときは、評価の調整を行うことができる。

(総合評価の開示)

第6条 県教育長及び市町村教育長は、総合評価を決定後、別に定めるところにより、校長及び副校長等へ開示するものとする。

2 校長は、総合評価を決定後、別に定めるところにより、対象職員へ開示するものとする。

(総合評価の記録の保存)

第7条 総合評価の記録は、評価期間の終了後3年間、教育振興部教職員課において保存する。

(総合評価の結果の活用)

第8条 総合評価の結果は、別に定めるところにより、翌年度の昇給及び勤勉手当の成績率に反映するものとする。

(秘密の保持)

第9条 この要領の実施に関する事務に従事する職員又はその職にあった者は、総合評価に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(派遣職員等の総合評価)

第10条 人事評価実施要領11に規定する派遣職員等の総合評価の実施については、教育振興部教職員課長が別に定めるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価の実施に関し必要な事項は、教職員課長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 第8条の規定は、校長及び副校長等については、平成29年度の総合評価の結果から、校長及び副校長等以外の職員については、平成30年度の総合評価の結果から、それぞれ適用するものとする。

別表 1

能力総合評価	S	A	B	C	D
評価点	5点	4点	3点	2点	1点
業績総合評価	S	A	B	C	D
評価点	5点	4点	3点	2点	1点

別表 2

職員区分	能力総合評価と業績総合評価の比率
校長	能力：業績 = 3：7
副校長等	能力：業績 = 5：5
教諭等及び再任用職員等	能力：業績 = 7：3

別表 3

評価対象者	総合評価	該当者
校長	特に優秀	全体評価点が4.0点以上の者のうち、評価者が別表4の範囲内において選定した者
	優秀	全体評価点が3.0点以上の者のうち、評価者が別表4の範囲内において選定した者
	良好	「特に優秀」、「優秀」、「努力が必要」、「かなりの努力が必要」以外の者
	努力が必要	全体評価点が2.5点以下の者のうち「かなりの努力が必要」以外の者
	かなりの努力が必要	能力総合評価及び業績総合評価のいずれかが「D」である者
副校長等	優秀	全体評価点が3.0点以上の者のうち、評価者が別表4の範囲内において選定した者
	良好	「優秀」、「努力が必要」、「かなりの努力が必要」以外の者
	努力が必要	全体評価点が2.5点以下の者のうち「かなりの努力が必要」以外の者
	かなりの努力が必要	能力総合評価及び業績総合評価のいずれかが「D」である者
教諭等（再任用職員等を除く。）	優秀	全体評価点が3.0点以上の者のうち、評価者が別表4の範囲内において選定した者
	良好	「優秀」、「努力が必要」、「かなりの努力が必要」以外の者
	努力が必要	全体評価点が2.5点以下の者のうち「かなりの努力が必要」以外の者
	かなりの努力が必要	能力総合評価及び業績総合評価のいずれかが「D」である者
再任用職員等	良好	「努力が必要」、「かなりの努力が必要」以外の者
	努力が必要	全体評価点が2.5点以下の者のうち「かなりの努力が必要」以外の者
	かなりの努力が必要	能力総合評価及び業績総合評価のいずれかが「D」である者

備考 能力総合評価又は業績総合評価のいずれかの評価結果が「C」である者については、「特に優秀」又は「優秀」とすることはできないものとする。

別表4 人員分布表

評価対象者	評価対象者数	人員分布
校長	20人以上	「特に優秀」は評価対象者数の5%以内とし、かつ、「特に優秀」と「優秀」を合わせて評価対象者数の25%以内とする。
	17人以上19人以下	「特に優秀」1人と「優秀」3人以内又は「優秀」5人以内とする。
	14人以上16人以下	「特に優秀」1人と「優秀」2人以内又は「優秀」4人以内とする。
	10人以上13人以下	「特に優秀」1人と「優秀」1人以内又は「優秀」3人以内とする。
	7人以上9人以下	「特に優秀」1人以内又は「優秀」2人以内とする。
	1人以上6人以下	「特に優秀」1人以内又は「優秀」1人以内とする。
副校長等	10人以上	「優秀」評価対象者数の30%以内とする。
	9人	「優秀」3人以内とする。
	5人以上8人以下	「優秀」2人以内とする。
	1人以上4人以下	「優秀」1人以内とする。
教諭等（再任用職員等を除く。）	10人以上	「優秀」評価対象者数の30%以内とする。
	9人	「優秀」3人以内とする。
	5人以上8人以下	「優秀」2人以内とする。
	1人以上4人以下	「優秀」1人以内とする。

## 備考

- 1 評価対象者数は、同一の評価者が評価する評価対象者ごとの人数とする。
- 2 市町村立学校の校長及び副校長等の人員分布については、市町村教育委員会ごとに適用するものとする。